

ロシアでの会社設立に関する Q&A

2014 年 8 月

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

サンクトペテルブルク事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

目次

I. ロシア法人（有限会社）への外国人社長の就任について.....	1
II. 駐在員事務所から有限会社への移行時における労働許可・就労ビザについて...	2
III. 駐在員事務所から有限会社へのステータス変更手続きについて.....	2
IV. 社名に「Russia」や「Moscow」等の単語が含まれる場合の手続きについて ...	3

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）サンクトペテルブルク事務所が、現地の法律事務所 BEITEN BURKHARDT から 2014 年 7 月時点で入手している情報に基づき取りまとめたものであり、その後の法制度改正などによって記載内容が変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、会計、事業、財務、投資、法務、税務またはその他の専門的助言を構成するものではなく、かかる助言として依拠すべきものではありません。本稿に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な助言を専門家・機関に別途お求めください。

ジェトロおよび BEITEN BURKHARDT、ならびに同社関係会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロと BEITEN BURKHARDT、ならびに同社関係会社がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

E-mail：OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・サンクトペテルブルク事務所

E-mail：RSS@jetro.go.jp

JETRO

I. ロシア法人（有限会社）への外国人社長の就任について

質問 1: ロシア法人(有限会社)の社長に就任できるのはロシア国籍の人のみか。あるいは、ロシア在住の外国人でも可能なのか。

回答 1: ロシアの移民法の要件を遵守することで、外国人（外国籍の人、または無国籍の人）もロシア法人（有限会社）の社長に就任できる。その要件は次の通りである。

- ①当該外国人が、永住許可（ロシア語でヴィド・ナ・ジーチェリストボ）または一時居住許可（ロシア語でラズレシエニエ・ナ・ヴレーメンノエ・プロジヴァニエ）に基づいてロシアに滞在する場合は、ロシア人と同条件で有限会社の社長に就任できる。
- ②当該外国人が、永住許可または一時居住許可を持っていないものの、社長の役職で年間 200 万ルーブル（約 57,000 ドル）以上の給料をもらう場合、高度熟練専門家（High Qualified Specialist : HQS）として雇用できるため、有限会社としては、当該外国人の労働許可および就労ビザを取得する必要がある。
- ③当該外国人が、永住許可または一時居住許可を持っておらず、かつ社長の役職でもらう給与が年間 200 万ルーブル以下となる場合、有限会社として外国人雇用許可、労働許可、および就労ビザを取得する必要がある。

有限会社がすでに設立済みの場合、外国人を社長の役職に任命する流れは次の通りである。

- 1) （社長に就任予定の外国人が前述の②、③に該当する場合）上記の許可やビザなどを取得する。
- 2) 外国人を社長に任命する決定を下す総会を開催する。
- 3) 新社長を企業登記簿に国家登記する。

有限会社が設立手続きの途中段階にある場合、有限会社はロシア人または永住許可あるいは一時居住許可を持つ外国人を社長に任命する。その後、上記の流れに沿って社長の交代手続きを行い、外国人を社長に任命する。有限会社の設立段階から、永住許可または一時居住許可のない外国人を社長に任命することは移民法違反となり得る。この場合、行政違反として 20 万ルーブル～100 万ルーブル（約 5,700 ドル～28,500 ドル）の罰金が科される。

II. 駐在員事務所から有限会社への移行時における労働許可・就労ビザについて

質問 2: 駐在員事務所から有限会社に移行するタイミングに際して、外国人従業員は、有限会社の法人登記が許可(承認)されるまで労働許可が取得できないのか。就労ビザ取得に際し、一時帰国する必要があるのか。

回答 2: その通りである。当該有限会社による外国人従業員の労働許可は、その国家登記完了後に取得できる。主要規則に従うと、外国人従業員は新しい就労ビザ取得のために一度ロシアを出国することが必要となる。基本的な流れには次のステップが含まれる。

- ①有限会社の国家登録
- ②有限会社による外国人従業員の雇用許可（必要に応じて）、労働許可および招待状（ロシア入国用）の取得
- ③有限会社による当該外国人従業員への招待状発送
- ④駐在事務所と外国人従業員間の契約終了（早めに終了しても問題はない）
- ⑤当該外国人によるロシア出国、母国のロシア大使館・総領事館での新たな就労ビザ取得手続き
- ⑥新たな就労ビザでのロシア入国
- ⑦当該外国人と有限会社との新契約に基づき、有限会社の従業員として就労開始

当該外国人従業員が HQS の資格を有している場合、ロシアを出国する必要はない。この場合、有限会社は当該外国人の労働許可を取得する必要がある。しかし、新たな就労ビザは当該外国人がロシア滞在中に取得できる。

III. 駐在員事務所から有限会社へのステータス変更手続きについて

質問 3: 駐在員事務所から有限会社へのステータスの変更は不可能で、一度駐在員事務所を完全に閉鎖する必要があるのか。また閉鎖する場合、その閉鎖に必要となる期間やオフィス自体の移転要否も含めて教えてほしい。

回答 3: 法律的には、外国企業の駐在員事務所と外国企業により設立された有限会社には直接の関係はなく、ロシアにおける外国企業の形態が異なる組織である。もし外国企業が組織形態を変更する場合、駐在員事務所の閉鎖手続きと有限会社の設立手続きを同時に始める、または有限会社の設立を駐在員事務所の閉鎖前に行うことが可能である。従って、それぞれの手続きの開始時期については当該外国企業の判断による。通常、サンクトペテルブルグでは、外国企業の駐在員事務所閉鎖手続きには1ヶ月程度を要する。

また、必ずしもオフィスを移転する必要はない。しかし、駐在員事務所がリース契約に基づき当該オフィスを使用している場合には、有限会社による当該オフィスの使用について家主と交渉する必要が生じる。通常、駐在員事務所とのリース契約を終了し、有限会社と新しい契約を結ぶ流れとなる。

IV. 社名に「Russia」や「Moscow」等の単語が含まれる場合の手続きについて

質問 4：有限会社の企業名について、新法人の社名の中に「Russia」や「Moscow」等の単語が含まれる場合、特別な承認が必要なのか。またその場合、通常よりも法人登記の承認が降りるまでのリードタイムが長くなる可能性はあるか。

回答 4：その通りである。現時点で、企業名に「MOSCOW」あるいは「RUSSIA」という単語を含める手続きは次の通りである。

1) 「Russian Federation」と「Russia」の場合

ロシア民法第 1473 条によると、上記の単語およびその派生語を企業名に追加する場合、ロシア連邦政府によって規定された手順に沿って発行される許可が必要となる。同手順は 2010 年 2 月 3 日付ロシア連邦政府決定第 52 号で規定されている。同政府決定によると、当該法人が次の条件のいずれか 1 つに該当する場合は、当該許可が取得できる。

- 当該法人がロシアの半分以上の地域に駐在員事務所または支店を有する
- 当該法人がロシア連邦の税法によって主要な納税者として認められている
- 当該法人が関連市場の 35%以上のシェアを有する、または関連市場の支配的な地位にある企業として登録されている（当該登録はロシア連邦反独占局が管理）
- ロシア連邦が当該法人の 25%以上の株式を有する

なお、当該許可は、ロシア連邦法務省によって 30 日以内に発行される。

仮に、法人設立手続きの途中段階にある場合、国家登記は当該許可書を取得後に可能となる。また、法人が設立済みの場合も、「Russian Federation」や「Russia」、またはその派生語を企業名に追加することによる企業名変更は、当該許可書を取得後に可能となる。いずれの場合においても、当該法人は 5 万ルーブル（約 1,450 ドル）の当該単語使用料を支払わなければならない。

2) 「Moscow」の場合

2003年6月11日付モスクワ市法第40号第23条によると、「Moscow」という単語およびその派生語は、モスクワ市の住所で登録された企業の名称に使用できる。

「Moscow」という単語の使用手順はモスクワ市政府により規定されることになっている。しかし、現時点で当該手順は規定されていない。従って、法律的なリスクを防ぐためには、現時点における法律上の特別な許可の要否を確認することが必要で、そのためにモスクワ市政府に書面で公式見解について問い合わせることをお勧めする。